

総務政策委員会記録

開会年月日	令和2年12月21日
開会時刻	午前9時57分
閉会時刻	午前10時46分
出席委員名	◎小山 敏 ○山本正一 鈴木豊司 福井輝夫
	品川幸久 藤原清史 西山則夫
	浜口 和久 議長
欠席委員名	なし
署名者	鈴木豊司 福井輝夫
担当書記	中野 諭
審査案件	令和2年 請願第2号 政府に消費税減税を求める意見書提出に関する請願
	議案第118号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第9号） （総務政策委員会関係分）
	議案第126号 伊勢市市税条例の一部改正について
	議案第127号 伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正について
	議案第129号 伊勢市火災予防条例の一部改正について
	議案第139号 伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	議案第140号 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について
	議案第141号 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について
議案第160号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第10号） （総務政策委員会関係分）	
参考人	菊川秀夫
説明員	総務部長、総務部参事、総務課長、収納推進課長
	情報戦略局長、情報戦略局次長、情報戦略局参事、財政課長
	企画調整課長、
	資産経営部長、危機管理部長、消防長
	その他関係参与

審査経過

小山委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に鈴木委員、福井委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、12月7日の本会議において審査付託を受けた「令和2年請願第2号 政府に消費税減税を求める意見書提出に関する請願」及び12月14日の本会議において審査付託を受けた「議案第118号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）中、総務政策委員会関係分」外7件の合わせて9件を審査し、請願第2号については全会一致で不採択にすべしと決定、その他の8件のうち議案第160号は賛成多数をもって、その他7件は全会一致をもって原案どおり可決すべしと決定した。委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時57分

◎小山敏委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において、鈴木委員、福井委員の御兩名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る12月7日及び12月14日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました9件であります。

案件名については、審査案件一覧のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【令和2年請願第2号 政府に消費税減税を求める意見書提出に関する請願】

◎小山敏委員長

それでは、審議の都合上、最初に、「令和2年請願第2号 政府に消費税減税を求める意見書提出に関する請願」を御審査願います。

本日は参考人として「請願第2号」の提出者、菊川秀夫さんの御出席をいただいております。

委員会を代表いたしまして、請願提出者に御一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員会を代表いたしまして御礼申し上げます。

請願趣旨の説明と質疑応答をよろしくお願ひいたします。

請願の審査については、最初に請願提出者から5分以内で請願趣旨の説明をいただいた後、委員の皆さんから請願提出者に対して質疑を行うこととしております。

それでは、請願提出者の菊川さんから「請願第2号」についての御説明をお願いいたします。

請願提出者。

●菊川秀夫参考人

消費税が2019年10月1日に8%から10%に上げられ、四半期の実質GDPはマイナス7.1%でございます。これはコロナの影響がない中でのマイナス7.1%で、大変大きい数字でございます。

まだデフレ脱却が完全に行われてない中での増税は、国民に大きな負担を強いております。さらにまた、運悪く中国発のコロナが日本に流入しまして、大きく経済は落ち込んでおります。そのため、政府が取りうる経済政策は三つありまして、金融政策、財政政策、あと規制改革、その中で今回の消費税減税の請願は財政政策になります。

ケインズ経済学では、不況のときには財政出動、これもお決まりの、教科書に載っていることなのですが、公共事業となるとですね、一部の偏った業界にお金流れやすいということですね、今回私、財政出動は減税ということで、広く国民に財政出動し、国民の生活をですね、より豊かにするという目標で、今回請願を出させていただきました。

やはり国民生活の苦しい現状を考えれば、議員さん、ぜひ賛成していただけるものと信じております。以上でございます。

◎小山敏委員長

ありがとうございました。

ただいま請願提出者から御説明をいただきましたが、委員の皆さんから請願提出者にお聞きしたいことはございませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

少しちょっと教えていただきたいと思います。今、消費税減税ということでの請願でございます。

ヨーロッパ等では、付加価値税というようなことでの期限を切った時限措置として、半年とかそんなことで減税がなされております。その中でこの消費税減税は、時限措置として何年か、半年または1年と何か考えてみえるのか、その辺についてお考えをちょっとお聞かせください。

◎小山敏委員長

請願提出者。

●菊川秀夫参考人

そうですね、消費税、大体1%が約2.5兆円と言われております。それで、まず時限措置でございますが、今回数値等、時限措置を設けるとですね、非常にこの請願が複雑化する。国のほうの事務方のほうでもですね、より作業が増えてしまうということを危惧いたしましたして、時限措置のほうは盛り込まずに提出させていただきました。

また、今後の消費税をどうしていくかっていうのは、政府とですね、日銀が一体となって、日本のマクロ経済状況を十分に考慮しながら決定していくべきものでございますので、現状のこの非常に不景気の中では、時限措置を設けないほうがより柔軟な運用ができるかと存じます。

またですね、政府はこの春先のほうから80兆円ほどの補正予算を積み増しておりますので、消費税1%が2.5兆円ということで、まだ予備費等もあって半分ぐらいしか使っていないので、十分に政府にもですね、消費税、財源的にも考慮いただけるかと思っておりますので、御理解・御協力、議員の皆様にはいただければと存じます。以上です。

◎小山敏委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。時限措置ではないということで、ということをお聞きしました。時限措置は時限措置でまたいろんな問題もあることは承知しておりますので、その辺も一つお聞きしました。

それと、今この消費税は社会保障のほうにかなりの財源となっておるということでございますが、その社会保障制度の影響、かなりあるんじゃないかと思っておりますけども、それについて何かお考えがございましたら。

◎小山敏委員長
請願提出者。

●菊川秀夫参考人

現在ですね、特別会計として社会保障費というのはですね、消費税を取った分は明確に社会保障費ということでですね、特別な予算として振り分けられておりませんので、その社会保障費の財源というのはですね、これちょっと新聞やですね、マスコミの誤った、何て言うんですかね、情報になっておりまして、特に社会保障費に使うというふうに振り分けられていませんので、その点も十分御安心いただければと思います。

それで、やはりこの消費税減税を行うことによってですね、これ増税したらマイナスになりましたね。減税すればGDPプラスに振れますんで、税収というのはGDP掛ける税率になってきますんで。ということは減税しても税収が増える可能性のほうが高いものでございますので、減税したほうが将来の社会保障費は、より安定するというところで御安心くださいませ。

その点も考慮して賛成のほうに安心してですね、賛成していただき、御理解・御協力、市民のほうからよろしく願いいたします。以上です。

◎小山敏委員長

他に御発言はございませんか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に発言もないようですので、請願提出者に対しての質疑は終わります。
ただいま請願提出者から説明いただきました請願趣旨については、審査に反映してまいりたいと思います。

以上で請願提出者は御退席願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 10 分)

(再開 午前 10 時 11 分)

◎小山敏委員長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

「令和 2 年 請願第 2 号」についてはいかがが取扱いいたしますか。

暫時休憩します。

(休憩 午前 10 時 11 分)

(再開 午前 10 時 12 分)

◎小山敏委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

この請願につきまして御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

この新型コロナウイルスの今後の感染拡大がですね、経済や市民生活に悪影響を及ぼしとるということは、先ほど請願人の方もおっしゃっていただきましたんですが、そういう減税の、十分理解をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほども話があったんですが、国におきましてはですね、1%2.5兆円という話があったんですが、相当な財源になってくるのかなというふうに思いますし、それらの各地方公共団体におきましてもですね、10%のうち2.2%が各地方公共団体のほうへ分配がされておりまして、伊勢市におきましても23億ぐらいだったんですかね、そういうことで、これは住民福祉を支える大きな財源の一つであるということが言えるかと思えます。

今回の請願に当たりましてはですね、このコロナ感染の対策のほうで膨大な財源を必要としております。

その中で、この消費税に代わるべき財源の措置ですね、そちらのほうが明らかにされておられないので、議会から出す意見書としては少し無責任なような気がいたしますので、私としましてはですね、この請願に対する賛同はしかねるというような思いでおります。

◎小山敏委員長

他に御発言はございませんか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、今のは討論というふうに解釈させていただきます。
お諮りいたします。

「令和2年請願第2号 政府に消費税減税を求める意見書提出に関する請願」について、採択すべしと決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

◎小山敏委員長

はい、ありがとうございます。

起立ゼロでありますので、よって「令和2年請願第2号」は、不採択にすべしと決定いたしました。

【議案第118号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）（総務政策委員会関係分）】

◎小山敏委員長

次に「議案第118号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の17ページをお開きください。

款1 議会費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、款1 議会費の審査を終わります。

次に17ページをお開きください。

17ページから29ページの款2 総務費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

企画費のふるさと応援寄附推進事業でお聞かせいただきたいんですが、その前に委員長にお願いなんですが、関連して歳入のほうも若干触れさせてもらいたいと思いますので、お許しをいただきたいと思います。

◎小山敏委員長

はい。

○鈴木豊司委員

今回の補正です、委託料の6,107万円を中心に、6,849万円の増額となっております。当初に比べて倍増になってます。

一方歳入におきましても1億7,000万円の増、当初1億3,000万ぐらいでしたか、30%の増ということになっております。

それぞれね、増額となった要因とですね、この歳出における報償費からこれ節ありますよね、ずっと使用料及び賃借料まで、その内容ですね、その辺少しお聞かせ願いたいと思います。

◎小山敏委員長

企画調整課長。

●奥野企画調整課長

まず、歳出歳入とも増額となっております。この理由につきましてですけれども、令和2年度11月末現在の寄附の受入れ件数及び受入れ額というところで、受入れ件数につきましては2,668件、それから寄附受入れ額につきましては1億5,494万2,000円ぐらいとなっております。前年度比でそれぞれ件数で約2.9倍、金額のほうで約4.8倍となっております。

寄附額の伸びている理由につきましては、インターネット上で寄附を受入れをさせていただいております、ふるさと納税ポータルサイトというところで、これまでふるさとチョイスというのを導入させていただいておりましたが、それに加えましてふるナビ楽天といったサイトを新たに二つ導入をさせていただきました。このことがまず伸びておる理由であると思っております。

それから、昨年4月から11月には取り扱っていなかった真珠製品であるとかを中心にして、返礼品のほうが充実しております、そちらが好評を得ているということが考えられます。

また一般的にはですね、コロナの影響で緊急事態宣言であるとか外出自粛等の影響で、御自宅で、ふるさと納税を利用される方が増えたということをおっしゃっております。

また、このような中、ポータルサイトを通じてではございますけれども、「伊勢への旅行をいつも楽しみにしておるんですけども、コロナ禍でなかなか訪れることが出来ないので頑張ってください」というような内容のメッセージも多くいただいておりますので、伊勢を応援していただける方の思いも多くいただいております。おんじやないかというふうに考えております。

それから、その節ごとの増額の内容でございますけれども、まず報償費のほうでございます。こちらにつきましては返礼品の調達のほうの費用でございます、こちらのほうは特に伊勢の場合ですと角屋ビールさんの返礼品が人気でございますけれども、そちらの返礼品の調達費用ということで計上をさせていただいております。

それから、需用費につきましては、返礼品に入れさせていただいておりますPR用の木札であるとか各種消耗品の費用でございます。

役務費につきましては、クレジット納付手数料ということで、インターネットを通じてクレジットで納付していただく場合の手数を計上させていただいております。

それから、業務委託料につきましては、観光協会への業務の委託料ということで、この中には返礼品の調達費用も含まれておりますので、送料等も含まれております。

それから、使用料及び賃借料につきましては、先ほどお伝えさせていただいたふるさとチョイス等のポータルサイトの賃借料のほうを計上させていただいております。以上でございます。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

返礼品の調達費用ですね、委託料、この中に先ほど含まれておるといようなお話があったんですけど、報償費でも同じように書いてあったと思うんですけど、この報償費のこの返礼品の調達にかかる費用というのは何なんですか。

◎小山敏委員長

企画調整課長。

●奥野企画調整課長

基本的には返礼品の調達は観光協会さんのほうに委託をさせていただいて、その費用を委託料のほうで負担させていただいておるんですけども、観光協会さんのほうがビール等のお酒類を取り扱う免許を持っておりませんので、そちらについては市から直接角屋ビールさんのほうへ発注をさせていただいて、報償費のほうから支出しとるといような状況でございます。以上でございます。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。

先ほどですね、この増額した要因の中でコロナの話がございました。せんだっての新聞報道なんですけど、桑名市さんも当初4億円から8億5,000万円に修正をしたような記事がございました。その中で担当者のコメントで、コロナ禍によって自宅で過ごす時間が長くなって、巣ごもり消費が追い風になっているというようなコメントも載っておったんですけど、やっぱり伊勢市もそのような状況、同じような御答弁もございました。よく理解してもらいました。

それとですね、この見込みで結構なんですけど、今年度この歳入と歳出の差引きを算出してもらって、どの程度の経費が一般のこの事業に充当できるのか、その辺教えてもらえな

いですか。

◎小山敏委員長
企画調整課長。

●奥野企画調整課長

今回歳出のほうで上げさせていただいた経費と歳入のほうで上げさせていただいた経費の差額という部分がプラスになる部分だと思っております。

歳入のほうにつきましては、今寄附のほうで用途のほうをそれぞれどういう形で使うということで選んでいただいておりますので、その中で今のところだと、市政全般というのが一番多い状況でございます。最終的に決算の段階で、その辺で充当のほう整理をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

具体的に幾らぐらいってのは、見込みで結構ですんで、分かりませんか。

◎小山敏委員長
企画調整課長。

●奥野企画調整課長

基本的に、最終3億円の歳入の見込みをしておりますので、その部分から今回歳出で上げさせていただいて、トータルで事業費として1億3,000万円ぐらいになっておると思うので、その差引きの部分というのが事業のほうに充当できると考えております。以上でございます。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。1億3,000万円ぐらいが一般の事業に充当できるということなのですが、逆にですね、伊勢市民が他の市町のほうへふるさと納税した場合に、市民税ですか、市民税が減免されると思うんですけど、その額はいかほどになるんでしょうかね、今年度、見込みで結構です。

◎小山敏委員長
情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長。

定かな想定というのは大変難しゅうなっております。ただ昨年度、令和元年度だけで申し上げますと、ふるさと納税寄附が9,600万円からいただきました。それに対しまして返礼品などの調達の方で3,300万円の支出ということになったんですけれども、昨年度はそれに変わしまして、今議員がおっしゃっていただいたような市税の控除の方におきましては1億3,000万円からの数字がございましたが、これに対しましては交付税措置がございますので75%の交付税が返ってきます。

そんなこんなで計算いたしますと、令和元年度においては3,000万円ぐらいがプラスというふうな算出をしております。

それがきれいに何倍というふうになるのかちょっと分からないです。ふるさと納税にかかる伊勢市民の皆さんがどのような納付をされとるのかによりまして影響してまいりますので、ちょっと算出はちょっとこの段階では難しいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

なぜ僕、こんなことを聞くかと言いますとですね、僕はこの制度そのものがどうなんかと疑問を持つとるもんでちょっとお尋ねしたんです。

例えば返礼品を扱っている業者さんにつきましては、ある程度その恩恵があるような気がするんですけど、職員が一生懸命対応してもらった割には余りにも実りがないというか、そんな気がしますもんでお尋ねをさしてもらいました。

どうです、その辺、率直な職員の意見としてですね、ありがたい制度やと思っておられるか、困ったなと思っておるのか、どっちなのでしょう。最後に聞かせてください。

◎小山敏委員長

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

ふるさと納税の経緯につきましては、委員等も御承知のとおりふるさとやお世話になった地方団体に感謝や応援の気持ちを伝えていただくってということで、シティープロモーションとしては大変重要な取組だろうと思っておりますし、それから納税者御自身からすると、税の使い道を自分で決めることができるというような制度でございます。

ただ、一方におきましては、自治体としましては地域資源を最大限活用しまして、地域経済の再生していく上での重要な役割を果たすというふうに考えております。ですのでこのような地域の資源を最大限活用しながら、伊勢市を愛していただく方を増やしていくという意味におきましては、このふるさと納税制度につきましては、この後も推進してまいりたいというふうに考えております。以上です。

◎小山敏委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に御発言もないようですので、款2総務費の審査を終わります。

次に38ページをお開きください。

款3民生費、項5人権政策費を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

発言もないようですので、款3民生費、項5人権政策費の審査を終わります。

次に68ページをお開きください。

款10消防費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

発言もないようですので、款10消防費の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

次に12ページにお戻りください。

12ページから15ページの歳入の審査を一括でお願いします。

御発言はありませんか。

◎小山敏委員長

発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に1ページにお戻りください。

条文の審査に入ります。

条文の審査は条文一括でお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

よろしいですか。

発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で、議案第118号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

討論ないようですので、お諮りいたします。

「議案第118号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）中、総務政策委員会関

係分」について、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

◎小山敏委員長

起立全員と認めます。

よって、議案第 118 号中、総務政策委員会関係分は、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第 126 号 伊勢市市税条例の一部改正について】

◎小山敏委員長

次に条例等議案書をお開きください。

1 ページから 4 ページの「議案第 126 号 伊勢市市税条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

発言もないようですので、以上で「議案第 126 号」の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

討論ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 126 号 伊勢市市税条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第 127 号 伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正について】

◎小山敏委員長

次に 5 ページをお開きください。

5 ページから 14 ページの「議案第 127 号 伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

これ、見させてもらってもなかなか私理解できんもんでお聞かせ願いたいと思うんですが、まず、第1条の部分で聞かせてもらいたいと思います。

この、税外収入金の延滞金の話ですが、もともと本文ではですね、1か月間は年7.3%、それを過ぎれば年14.6%ということで書いてあって、附則の3項で当分の間は、何かよく分からないんです、ここが。告示でどうのこうのって書いてますね。それで今回また、今回の改正で、今度は法律の中に書き込むような話になってこようかと思うんですが、具体的にですね、その率がどのように変革していくんか、その辺かみ砕いて話をいただけないですか。

◎小山敏委員長

収納推進課長。

●天満収納推進課長

伊勢市の税外収入金の延滞金について、ちょっとこちらのほうから御回答させていただきます。

簡単に申し上げますと、今回の改正そのものにつきましてはですね、国税そして地方税が見直されてですね、延滞金に用いられる計算にもしている特例基準割合というものが、延滞金も還付加算金もいろんなものが共通してその割合を使ってるんですけども、今回は物によりまして率が変わりますので、延滞金特例基準割合とか還付加算金特例基準割合というふうに、それぞれに対応できるように用語を見直したというような改正が地方税法の中でありまして、それに追随する形で各条例の中も変わったものがございます。

先ほどちょっと委員のほうからの仰せにありましたように、基本的に本則では先ほど言うていただきましたような税率になりますけれども、今非常に低い形で率が設定されてます。今回は市中金利が非常に下がってきているということで、還付加算金、それから猶予、そのときの延滞金の率、それをですね、0.5%、通常1%なんですけど0.5%、要は半分に下げようじゃないかというような動きが当然国税、地方税法のでありまして、それに追随する形で変わるということになります。以上です。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

そうすると、改正前の附則ですね、当分の間というのは、例えば14.6%を下げているのかどうなのか、その辺はどうですか。

◎小山敏委員長

収納推進課長

●天満収納推進課長

当分の間ですけど、今はまだずっと附則に書いてありまして、時限的でありますけど、まだ続いておりますので、今も低い率という形になってます。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
そうしますと、現在、改正前の附則ではですね、この14.6%の0.5%下がるとというふうな理解でいいですかね。違うかな。

◎小山敏委員長
収納推進課長。

●天満収納推進課長
地方税法、ここで地方税法の中では令和3年の1月1日から猶予と、それから還付加算金、そちらのほうは0.5%下がるという形になります。

延滞金につきましては、もともと何て言うんでしょう、その督促利息とかですね、遅滞利息とか、あとは滞納を防止する機能、そういう意味でちょっと下がってないというような状況です。以上です。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
はい、すみません。今回の改正でですね、市民に対してはこれで緩和されるのか、厳しくなるのか、どっちなんですか。

◎小山敏委員長
収納推進課長。

●天満収納推進課長
還付加算金は還付するほうですので、これについては得か損かといいますと、還付される金額としては少なくなります。

ただ、猶予といたしまして、非常に生活状況が困難な方、そういう方にその延滞金を猶予するという制度につきましては、もともとから0.5%下がりますから、逆にいうと生活の弱者の方については非常にいい制度じゃないのかなっていうふうに考えております。以上です。

◎小山敏委員長
よろしいですか。

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に発言もないようですので、以上で議案第 127 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 127 号 伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第 129 号 伊勢市火災予防条例の一部改正について】

◎小山敏委員長

次に 17 ページをお開きください。

17 ページから 25 ページの「議案第 129 号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

この中身ではなくて、附則の関係で少しお聞かせをいただきたいんですが、今回の条例、令和 3 年 4 月 1 日に施行されます。ただし書ですね、第 17 条の改正規定と 44 条第 1 項第 14 号の改正規定は公布の日から施行ということになっておるんですが、この中身を見たときに、充てんの字をですね、ひらがなから漢字に変えとるだけなんですよね。

何で公布の日から施行せんならんのか。4 月 1 日に合わせておけばこのただし書なんか必要ないように思うんですけど。全く影響ないと思うんですけどね、平仮名から漢字に直すだけであって。その辺の御見解は。

◎小山敏委員長

総務課長。

●中世古総務課長

充瀆の瀆という漢字、平仮名を漢字に直すという点で議員おっしゃられたように、影響

は、いつからしても影響ないものというのと言われるとおりでと思います。

4月1日に逆に合わす必要もなく、今の時点で即座に直そうという意思のもとに、今回先に充瀆の瀆のみを公布の日から施行ということにさせていただいたものでございます。以上です。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

何でもいいんですけどね、10年来ずっと平仮名で来ておったものが、何で3か月早うせんならんのやと単純な思いなんですよ。結構です。ありがとうございます。

◎小山敏委員長
他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に御発言もないようですので、以上で議案第129号の審査を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。お諮りいたします。

「議案第129号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第139号 伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について】

◎小山敏委員長

次に48ページをお開きください。

48ページから49ページの「議案第139号 伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、以上で議案第139号の審査を終わります。

続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 139 号 伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、
原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。
当局入れ替えのため暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 38 分)

(再開 午前 10 時 40 分)

【議案第 140 号 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について】

◎小山敏委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に 50 ページをお開きください。

50 ページから 51 ページの「議案第 140 号 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について」
を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 140 号の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 140 号 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決す
べしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第 141 号 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について】

◎小山敏委員長

次に 52 ページをお開きください。

52 ページから 53 ページの「議案第 141 号 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

発言もないようですので、以上で議案第 141 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 141 号 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第 160 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 10 号）（総務政策委員会関係分）】

◎小山敏委員長

次に「議案第 160 号」の補正予算書を御覧ください。

「議案第 160 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 10 号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

歳入から審査に入ります。

補正予算書の 8 ページをお開きください。

8 ページから 9 ページの歳入の審査を一括でお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に 1 ページにお戻りください。

条文の審査に入ります。

条文の審査は条文一括でお願いします。

御発言はありませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

第3条の債務負担行為のところで少し確認をさせていただきたいんですけど、まず最初に令和2年からとなっておるんですけど、これはこれでよろしかったでしょうか。

◎小山敏委員長

財政課長。

●太田財政課長

こちらは令和2年度ということになっております。債務負担行為というものは、本来翌年度以降の支出するものを定めるということになっておるんですが、令和2年度にそれに関連する予算がない場合は令和2年度からというふうにルールがなっておりますので、令和2年度からで間違いはございません。以上でございます。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

それとですね、なぜ20年の債務負担行為を組まれるのか、その理由を教えてくださいと思います。

◎小山敏委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

なぜ20年ということですが、整備に関しましては内装工事など多額の費用負担を伴うということですが、その費用に対する効果、それからまた安定した市民サービスを提供すること、こういったことを勘案しまして20年と設定したものでございます。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

今、内装工事が非常に莫大にお金がかかるっていうんですけど、いやそれはもうおたくらが勝手に幾ら幾らと決めとるだけの話で、本来なら20年間で償却できるだけのことやと思いますけど。

相手方のね、収支計画に基づいて長期を取ったということはないんでしょうね。それだけ確認させてください。

◎小山敏委員長
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

相手方の収支に合わせてということではなくてですね、先ほど申し上げたとおり安定したサービス提供といったものを考慮しておるものでございまして、相手方ともそういうような形で、20年定期借家契約ということで条件を示されておりますので、20年としたところでございます。

◎小山敏委員長
品川委員。

○品川幸久委員

相手方は関係ないって先ほどお答えになったんですけど、ちょっとそこら辺もう一回確認でお聞きしたいと思います。

◎小山敏委員長
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

大変申し訳ございませんでした。あくまでも内装工事に対する効果、それから市民サービスの提供を行うことの安定性、これを求めていることとでございます。すみませんでした。

◎小山敏委員長
品川委員。

○品川幸久委員

そういう答弁が一転二転するのはね、ちょっと承服しかねます、だけ申し上げて終わっておきます。

◎小山敏委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で議案第160号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

私、反対の立場で討論をさせていただきたいと思いますが、この間の一般質問でも市長、副市長が家賃交渉に当たっていただいたけど、結局増額になってしまったというようなこともありました。

これから地代、駐車場、また利用者数も変化があると思います。20年の債務負担行為は相手にとっては保証であり、伊勢市にとってはリスクしかないと思います。私どもとしては、議会が短期間でチェックができる5年ないし10年の債務負担行為を私は求めたいと思いますので、補正予算の10号に関しては反対をさせていただきたいと思います。

◎小山敏委員長

他に討論ありませんか。

藤原委員。

○藤原清史委員

私はこの160号に対しまして賛成の立場で討論に参加させてもらいたいと思います。

平成28年6月に教育民生委員協議会で、包括的支援体制の保健福祉拠点施設がB地区へ建設される予定のビルの中に入居するということについて報告されました。

保健福祉関係施設が本市にとって利便性のよい伊勢市駅前の1か所に集中されることは、相談事や手続等、市民の皆さんにとっては利用しやすく、また重層的支援体制を住民に提供しやすくなることが重要であると考えています。

この伊勢市駅前は、交通利便性もよく、中心市街地活性化、また公共施設マネジメントにも絡む事業であることから、施設の内容、立地条件等を考えれば、この事業計画を積極的に進めていただきたいと考えています。

しかしながら、協議を進めるたびに施行者からの建設費や入居条件が基本合意締結後の当初より二転三転し、信頼性を欠くこともありました。市の入居条件においても、今後市民にとってさらなる理解が得られるよう市当局の対応を期待するものであります。

このような要望を踏まえた上で、私はこの件については賛成いたしたいと思います。以上です。

◎小山敏委員長

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他にないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第160号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第10号）中、総務政策委員会関係分について」は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(委員起立)

◎小山敏委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、「議案第 160 号 総務政策委員会関係分」は、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で御審査願います案件は全て終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時46分

上記署名する。

令和 2 年12月21日

委 員 長

委 員

委 員